

医師の69.9%が「知らない」と回答。(143ページ：図表161)

業務分担が進んだ項目として12の項目を設定した上で医師責任者及び医師に対して業務分担が進んだかどうか尋ねたところ、医師責任者及び医師ともに、「診断書、診療録・処方せんの記載の補助」については約3割、「主治医意見書の記載の補助」については約2割が「進んだ」旨回答した。

また業務分担の軽減上の効果について「効果があった」又は「どちらかといえば効果があった」との回答が6割以上であったのは、①「静脈注射および留置針によるルート確保」、③「診断書、診療録・処方せんの記載の補助」、④「主治医意見書の記載の補助」である。いずれの項目においても、「医師責任者」に比べ「医師」の方が「効果があった」等の割合が少なかった。(145～160ページ：図表163～166、168、170、172～178)

(5) 検証部会としての評価

本調査では、医師の勤務時間や当直回数、処遇状況や負担軽減策の実施状況等について詳細な情報を提供してくれた。自由記載部分も含め今後のとるべき方策に大いに示唆を与えるものである。

ただし、本調査の対象は「入院時医学管理加算」、「医師事務作業補助体制加算」及び「ハイリスク分娩管理加算」のいずれかを算定している施設であり、得られた結果についてはその点を留意する必要がある。これらの施設は比較的医療資源が豊富であると思われる施設であり、全ての施設において同様に普及していると受け取るべきではない。また、1年前と比較して医師個人の勤務状況に関して、医師責任者の場合13.2%が「改善した」「どちらかといえば改善した」と回答し、37.8%が「悪化した」「どちらかといえば悪化した」と回答している。医師の場合14.3%が「改善した」「どちらかといえば改善した」と回答し、34.8%が「悪化した」「どちらかといえば悪化した」と回答している。

調査結果が示すように、病院勤務医の状況はよいとは言えない。

病院勤務医の負担軽減は診療報酬の設定のみで解決できるものではないが、効果が認められる項目等が見受けられることに鑑みると、引き続き、診療報酬においても、病院勤務医の負担軽減策を実施することが必要だと考えられる。

特に施設における病院勤務医の負担軽減策の取り組みの有無で、入院・外来診療に係る医師の業務負担には大きな差は認められないが、実際に負担軽減策の一環として業務分担を進めている項目について「静脈注射および留置針によるルート確保」、「診断書、診療録・処方せんの記載の補助」、「主治医意見書の記載の補助」等ある程度の効果が認められるものもある。特に、後者の二つは

多くの医師が負担だと感じている業務であり、それだけに業務分担の効果が大きく表れたと思われる。今後も引き続き更なる改善策の検討が必要だと考えられるが、その際には、現場の医師の方が医師責任者より業務分担の効果が小さいと受け止める傾向があることを踏まえ、より効果的な方策を検討する必要がある。

診療報酬の要件についてみると、まず「入院時医学管理加算」については、平成20年7月1日現在の施設基準の届出数が88施設と少ないことが指摘される。病院勤務医の負担軽減に繋がるように、施設基準の要件の見直し等について検討する必要があると考えられる。

また勤務医負担軽減に関する計画については、医師責任者及び医師の認知度が低く、施設を挙げての体系的な取り組みが求められる。

勤務医不足を背景に一部の施設では医師に対する経済面の処遇改善が実施されているが、基本給もしくは勤務手当が増額されたと回答した医師責任者はそれぞれ1割程度であった。また、基本給の増額より手当を充実させている施設が多いことがわかった。

3 「外来管理加算の意義付けの見直しの影響調査」の結果について

(1) 調査の目的

外来管理加算の意義付けの見直しによる医療機関及び患者への影響を把握することを目的とした。

(2) 調査対象及び調査の概要

<施設調査>

全国の一般病床数が 200 床未満の病院の中から無作為抽出した 1,500 施設及び全国の一般診療所の中から無作為抽出した 2,000 施設に対し、平成 20 年 11 月に調査票を発送。

<患者調査>

施設調査の対象となった施設に、「算定あり」2 名分及び「算定なし」2 名分の計 4 名分の調査票を発送。

(3) 回収の状況

<施設調査>

病院調査 発送数：1,500 施設 回収数：486 施設（回収率 32.4%）

診療所調査 発送数：2,000 施設 回収数：585 施設（回収率 29.3%）

<患者調査>

1,933 件

(4) 主な結果

<施設調査>

- ・ 外来管理加算を算定している医療機関は、病院 96.5%、診療所 87.9%であった。（16 ページ：図表 21）
- ・ 平成 20 年 4 月以降の外来管理加算の算定施設数は病院が 8 施設増加したが診療所は 39 施設減少した。主たる診療科別に見ると病院では内科が 10 施設、診療所でも内科が 6 施設増加したが、一方で、診療所の眼科では 29 施設、耳鼻咽喉科では 11 施設が減少していた。（17、18 ページ：図表 23、図表 25）
- ・ 外来管理加算算定患者 1 人あたりの平均診察時間は、病院 7.3 分、診療所 7.5 分であった。（20 ページ：図表 27）

- ・ 外来管理加算の意義付けの見直しによる影響を把握するため、8つの項目についてどの程度あてはまるかを尋ねたところ、「より詳細に身体診察等を行うようになった」、「患者に説明をよりわかりやすく、丁寧に行うようになった」、「患者の疑問や不安を汲み取るようになった」の選択肢について2～3割の病院・診療所が「大いにあてはまる」又は「ややあてはまる」と選択したのに対し、「患者1人あたりの診療時間が長くなった」、「診療時間の延長が多くなった」、「患者の待ち時間が長くなった」の選択肢については3～4割の病院・診療所が「大いにあてはまる」又は「ややあてはまる」と選択した。(22、24、26、27、31、33、35 ページ：図表 30、31、33、37、39、45、48、51)
- ・ 望ましい「懇切丁寧な説明」の内容（「問診」、「身体診察」、「症状・状態/治療方針/処方薬についての説明」、「生活上の注意や指導」「悩みや不安・疑問への対応」等）について、病院 42.6%、診療所 49.6%が「項目毎に異なる頻度で実施するべき」を選択した。また、このうち「項目毎に異なる頻度で実施するべき」を選択した施設に対して、項目毎に実施するべき頻度をきいたところ、「毎回実施するべき項目」として「問診」を8割以上、「身体診察」を約7割の病院、診療所が選択した（複数回答）。(38 ページ：図表 52、53)

＜患者調査＞

- ・ （改定前の）3月以前と比べて4月以降の診療に関して変化があったかどうかを尋ねたところ、「問診・身体診察」や「症状・状態についての医師からの説明」等の診察内容について、（改定前の）3月以前と変わらないとした患者が、「算定あり」「算定なし」いずれについても約9割を占めた。(52～56 ページ：図表 67～71)
- ・ 外来管理加算の時間の目安については、回答のあった患者のうち、33.8%が「時間の目安は必要だ」を選択した一方、55.8%が「時間の目安は必要でない」を選択した。(77 ページ：図表 93)

また患者の属性毎の回答の違いを見ると、有効回答数が少ない場合もあるが、

- ・ 年齢階級別には、全ての年齢層で「必要でない」が「必要だ」を上回った。「必要だ」が多い年齢層の上位は順に「70～79 歳」「60～69 歳」「80 歳以上」であり、「必要でない」が多い年齢層の上位は順に「30～39 歳」「20～29 歳」「40～49 歳」であった (79 ページ：図表 97)、
- ・ 受診した診療科別には、「脳神経外科」「眼科」では「必要だ」が「必要でない」を上回り、その他の科では「必要でない」が「必要だ」を上回った (80

ページ：図表 98)、

- ・受診した病名別には「がん」では「必要だ」が「必要でない」を上回り、「白内障・緑内障」ではほぼ拮抗していた。その他の病名では「必要でない」が「必要だ」を上回り、特に「必要でない」の割合が高かったのは「花粉症などのアレルギー症」「皮膚炎・湿疹」「高脂血症」であった（81 ページ：図表 99)、

- ・「通院頻度」、「通院期間」、「診察内容満足度」では特段の特徴はなかった（82～84 ページ：図表 100～102)、

- ・「診察時間の長さ」では、「長すぎる」「長い」「ちょうどよい」と答えた患者では「必要でない」が「必要だ」を上回り、「短い」と答えた患者ではほぼ拮抗していた（84 ページ：図表 103)、

- ・「問診や身体診察の丁寧さ」については、「とても丁寧だった」「丁寧だった」「どちらともいえない」では「必要でない」が「必要だ」を上回り、「あまり丁寧ではなかった」ではほぼ拮抗していた（85 ページ：図表 104)、

- ・「説明内容の丁寧さ」については特段の特徴はなかったが、「説明内容理解度」において「あまり理解できなかった」と答えた患者では、特に「必要でない」の割合が高かった（86、87 ページ：図表 105、106)。

- ・施設側に対する望ましい「懇切丁寧な説明」の内容についての質問で、「全項目について、診療の都度、懇切丁寧な説明を毎回実施する」ことを選択したのは病院、診療所ともに 15.4%であり、一方患者側に対して「懇切丁寧な説明」についての要望を尋ねたところ、「通院ごとにすべての項目を実施してほしい」を選択したのは 12.4%であった。（38 ページ：図表 52（施設調査）、88 ページ：図表 107)

- ・施設側に対する頻度別に見た「懇切丁寧な説明」を実施すべき項目についての質問では、「毎回」では病院・診療所とも「問診」が、「定期的に」では病院では「生活上の注意や指導」、診療所では「治療方針についての説明」が、「患者が懇切丁寧な説明を求めた時」では病院・診療所とも「悩みや不安・疑問への対応」が、「医師が必要と判断した時」では病院では「治療方針の説明」、診療所では「処方薬についての説明」がそれぞれ最も多かった。一方患者側で「懇切丁寧な説明」を実施して欲しい項目としては、「通院毎」、「定期的」、「症状に変化があったときのみ」、「自分が求めたとき」のいずれの場合においても「症状・状態についての説明」が最も多かった。（38 ページ：図表 53（施設調査）、90 ページ：図表 108)

- ・一方で、患者側の調査で、「自分が求めたとき」に「算定あり」の患者で多

くあった項目としては「症状・状態についての説明」「治療方針についての説明」に次いで「悩みや不安の相談」であったが、他の患者では「悩みや不安の相談」の順位はの場合より低かった。(90 ページ：図表 108)

(5) 検証部会としての評価

病院・診療所への調査では、外来管理加算の意義付けの見直しによって、加算を算定した施設数は診療所では内科が増えたものの眼科、耳鼻咽喉科が減少したため全体の算定施設数は減少した。病院では内科を中心に算定施設数は微増した。

また、病院、診療所における診療内容等について変化が見られたのは2～3割であり、一方で患者への調査では、総じて診療内容に変化があったと感じていないことが伺える。

しかしながら、病院・診療所への調査で変化が見られた選択肢のうち「患者に説明をより分かりやすく、丁寧に行うようになった」について「あてはまる」という回答が他の診療内容等に関する選択肢と比較してやや多い点については、医師の意識面で患者にとって望ましい変化が見られたことが伺える。

他方、病院・診療所への調査で「患者一人当たりの診察時間が長くなった」、「診療時間の延長が多くなった」、「患者の待ち時間が長くなった」の選択肢について「あてはまる」旨の回答が比較的多く、施設および患者の負担が増したと考える施設が一定数存在することが分かった。

時間の目安について、患者の3割強が「時間の目安は必要だ」と回答したのに対し、6割弱が「時間の目安は必要でない」と回答した点については、患者は全体的には時間よりも内容や質を重視していることの現れであると見受けられる。一方、患者の属性によっては「必要だ」が「必要ではない」を上回る、あるいはほぼ拮抗している場合や、逆に「必要ではない」の割合が特に高い場合もある。調査結果の有効回答数の規模に十分留意しつつ、患者の属性や状況に着目する必要があることを示唆している。

算定要件において、望ましい「懇切丁寧な説明」の内容が具体的に例示されているが、今後の議論の際には、

- ・医療側、患者側ともに、「全項目について、診療の都度、懇切丁寧な説明を毎回実施する」ことを10%台しか希望していないことや、
- ・例えば施設側では毎回実施すべき項目として「問診」、「身体診療」が多く挙げられているのに対し患者側では通院毎に実施してほしい項目として「症状・状態についての説明」が最も多く挙げられているなど、施設側と患者側で頻度別に見た“行われるべき「懇切丁寧な説明」の内容”が異なっていること、

を踏まえるべきである。

その際には、患者への調査で「自分が求めたとき」に実施してほしい項目こそ、患者のニーズがある項目と考えられるため、特に「算定あり」の患者で「悩みや不安の相談」の割合が比較的高いことに着目すべきである。

4 「後発医薬品の使用状況調査」の結果について

(1) 調査の目的

処方せん様式等の変更による後発医薬品の使用状況や、医療機関・医師、薬局及び患者の後発医薬品使用についての意識等を把握することを目的とした。

(2) 調査方法及び調査の概要

<施設調査>

全国の施設の中から無作為抽出した保険薬局 2,000 施設、診療所 2,000 施設、病院 1,000 施設に対し、平成 20 年 11～12 月に調査票を発送。

<医師調査>

調査対象となった病院における診療科の異なる 2 名の医師を調査対象とした。

<患者調査>

調査対象となった保険薬局に 65 歳以上と 65 歳未満でそれぞれ男女 1 名ずつ、計 4 名分の調査票を発送。

(3) 回収の状況

①保険薬局 発送数：2,000 施設 回収数：944 施設（回収率 47.2%）

（様式 2 に記載された処方せん枚数 7,076 枚（435 薬局分）

②診療所 発送数：2,000 施設 回収数：733 施設（回収率 36.7%）

③病院 発送数：1,000 施設 回収数：326 施設（回収率 32.6%）

④医師 回収数：431 人

⑤患者 回収数：1,717 人

(4) 主な結果

<保険薬局調査>

- 平成 20 年 1 月から 12 月の各月の後発医薬品調剤率をみると、わずかながらも増加傾向がみられるとともに、標準偏差についても若干減少している傾向がみられる。（10 ページ：図表 9）
- 薬局で受け付けた処方せんの発行医療機関のうち、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等が 9 割以上ある医療機関の割合が 24.0%であった。（12 ページ：図表 11）
- 平成 20 年 12 月 1 か月間の処方せんにおける、1 品目でも後発医薬品を調

剤した処方せんの割合は 44.0%であった。(17 ページ：図表 17) また「後発医薬品への変更不可」欄の処方医の署名は、「署名なし」が 65.6%、「署名あり」が 34.4%であった。(19 ページ：図表 19)

- ・ 「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せんのうち、1 品目でも先発医薬品を後発医薬品へ変更して調剤した処方せんの割合は 6.1% (平成 19 年度調査 8.2%) であった。(19 ページ：図表 20 ※) 先発医薬品から後発医薬品への変更が出来なかった理由として、「処方せんに記載された全ての銘柄について後発医薬品が薬価収載されていない」が 10.2%、「患者が希望しなかった」が 8.9%であった。(19 ページ：図表 20)

(※平成 19 年度調査では「後発医薬品への変更可」欄に署名等があった処方せんの割合は 17.4%であった。したがって、「医師が後発医薬品への変更を認め、かつ、薬局で 1 品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん」の割合は、平成 19 年度調査では 1.4% ($17.4\% \times 8.2\%$) であったが、今回の調査では 4.0% ($65.6\% \times 6.1\%$) であった。)

- ・ 後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての説明を行った患者の割合は、「10%未満」と回答した薬局が 37.5%と最も多かった。(24 ページ：図表 27)

また、後発医薬品についての説明を行った患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合が「10%未満」と回答した薬局が 24.2%と最も多かったが、他のいずれのカテゴリも 10%程度から 17%程度の間の回答割合があり、ばらつきが見られた。(25 ページ：図表 28)

- ・ 後発医薬品についての説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由として、37.5%の薬局が「薬剤料等（患者自己負担額）の差額が小さいから」、35.6%の薬局が「後発医薬品に対する不安がある」と回答。(26 ページ：図表 29 (単数回答))

- ・ 後発医薬品調剤に関する考え方について、33.5%の薬局が「あまり積極的には取り組んでいない」と回答し、その理由として「品質に疑問があるため」、「安定供給体制が不備であるため」、「近隣医療機関が使用に消極的なため」がそれぞれ 40.2%と最も多かった。(41 ページ：図表 46、47 (複数回答))

- ・ 12/8～12/14 の 1 週間に後発医薬品に変更して調剤された処方せんの薬剤料の変化をみると、記載銘柄で調剤した場合の薬剤料は 754.5 点であるが、実際に調剤した薬剤料は 582.2 点であり、記載銘柄で調剤した場合の 77.2%となっていた。(43 ページ：図表 49)

<診療所・病院・医師調査>

- 入院患者に対する後発医薬品の使用状況についてみると、有床診療所、病院ともに「後発医薬品のあるものの一部を使用」が最も多い(それぞれ39.0%、50.0%)(56 ページ：図表 66)。また、病院のDPC対応状況別にみると、「DPC対象病院」、「DPC準備病院」及び「DPC対応をしていない病院」における「後発医薬品があるものは積極的に使用」という回答割合は、それぞれ、17.6%、17.6%及び36.3%であった。(57 ページ：図表 67)
- 病院における外来患者への院内投薬又は院外処方せんを発行する際の対応方針として、「後発医薬品をほとんど使用しない」としている施設が、それぞれ16.6%及び4.9%あった。(61 ページ：図表 73、図表 74)
- 「後発医薬品への変更不可」欄に署名した処方せんの発行経験について「ある」と回答した診療所の医師が42.4%、病院勤務医が35.5%であった。(65 ページ：図表 79) また、これらのうち「変更不可」欄に署名した処方せんの割合が10%未満であった医師の割合は診療所で42.2%、病院で34.0%であったが、一方で90%以上であった医師の割合が診療所で38.8%、病院で31.4%であり、医師の対応は両極化している。(65 ページ：図表 80)
- また、「後発医薬品への変更不可」欄に署名した理由として、診療所の医師、病院勤務医ともに約5割の医師が「品質が不安だから」(49.0%、51.0%)、約4割の医師が「先発医薬品を長く使用し信頼」(41.7%、40.5%)としている。このほか病院勤務医では「患者から強い要望があったから」(37.9%)、「効果や副作用の違いを経験したから」(28.1%)、「情報提供体制が不安だから」(26.8%)と続き、診療所の医師では「効果や副作用の違いを経験したから」(34.5%)、「どのような薬剤に調剤されるか心配」(30.6%)、「患者から強い要望があったから」(28.6%)となっていた(66 ページ：図表 81 (複数回答))
- 医師の外来診療における後発医薬品の処方に関する考えは、「患者からの要望がなくても積極的に処方」が10.2%、「患者からの要望があっても基本的に処方しない」が14.7%であった。最も回答が多かったのは「特にこだわらない」で71.1%であった。(74 ページ：図表 91)
- このうち、患者からの要望があっても後発医薬品は基本的に処方しないと回答した医師に、その理由をたずねたところ、「品質への疑問」(81.3%)、「効果への疑問」(66.7%)、「副作用への不安」(56.1%)等であった。(75 ページ：図表 92 (複数回答))

<患者調査>

- ・ 患者の72.3%は、後発医薬品を「知っている」と回答。(92 ページ：図表 104)
また患者の認知度は、年齢が高くなるに従って低くなる傾向がある。(93 ページ：図表 105)
- ・ 患者の61.2%は、医師や薬剤師から後発医薬品の「説明を受けたことがある」と回答。(98 ページ：図表 110)
- ・ 説明を受けた患者のうち、84.0%が説明された内容を「理解できた」と回答。(102 ページ：図表 114)
- ・ 後発医薬品の使用経験については、50.2%が「ある」と回答した一方、「ない」と回答した患者も46.4%であった。(105 ページ：図表 117)
- ・ 今後の後発医薬品使用に対する考えは、「できれば後発医薬品を使いたい」という患者が21.0%、「できれば先発医薬品を使いたい」が19.4%であった。最も回答が多かったのは「後発・先発医薬品にこだわらない」で40.1%であった。(111 ページ：図表 123) また、「できれば後発医薬品を使いたい」と回答した割合は、後発医薬品の使用経験のある人で31.4%、後発医薬品の使用経験がない人で11.2%であった。ただし、後発医薬品の使用経験のある人でも17.4%が「できれば先発医薬品を使いたい」と回答した。(113 ページ：図表 125) また後発医薬品を使用したことによる窓口での薬代の負担感に関する質問で「安くなった」を選択した患者では、「できれば後発医薬品を使いたい」と回答した割合は46.7%であり、「できれば先発医薬品を使いたい」と回答した割合は7.9%であった。一方で、薬代が「それほど変わらなかった」患者では、34.6%の患者が「できれば先発医薬品を使いたい」と回答し、「できれば後発医薬品を使いたい」とした患者は14.9%であった。(115 ページ：図表 127)
- ・ 後発医薬品の使用に必要なことを尋ねたところ、「効果があること」(73.5%)、「副作用の不安が少ないこと」(58.0%)、「窓口で支払う薬代が安くなること」(50.5%)の順で多かった。(118 ページ：図表 130 (複数回答))

(5) 検証部会としての評価

「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がない処方せんのうち、1品目でも先発医薬品を後発医薬品へ変更して調剤した処方せんの割合は6.1%であるなど、後発医薬品の使用の広がりがあまり感じられない。33.5%の薬局が後

発医薬品調剤について「あまり積極的は取り組んでいない」と回答し、その理由として「品質に疑問があるため」、「安定供給体制が不備であるため」、「近隣医療機関が使用に消極的なため」という回答が多く、また「後発医薬品への変更不可」欄に署名した理由として、約5割の医師が「品質が不安だから」と回答するなど、薬局も医療機関・医師もまだ後発医薬品に関する理解不足や不信があり、それを解消させる必要があると考えられる。

医療機関・医師についてみれば、医師の処方行動について見ると、必ずしも後発医薬品の使用に消極的であるとの印象は受けないが、一部の医療機関や医師において、後発医薬品を使用しないとの強い意思表示をしていることが見受けられる。保険医療機関及び保険医療費担当規則等において、投薬等を行うに当たって後発医薬品の使用を考慮する努力義務を規定していることを踏まえると、当該規定の周知や必要な指導などの対応が必要である。一方で、「後発医薬品への変更不可」欄に署名した理由として、品質への不安や効果や副作用の違いを経験したとする医師が多いことは重視すべきである。

他方薬局についていえば、「医師が後発医薬品への変更を認め、かつ、薬局で1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん」の割合はまだ高くないものの、以前よりは高まっている。

しかしながら、処方せんの「後発医薬品への変更不可」欄に処方医の署名等がなく、かつ患者が希望しない等の理由がないにも関わらず、薬局において後発医薬品に変更していない割合が、74.8%とかなり高い。この数字には、薬局が一度先発医薬品を後発医薬品に変更し、これを受けて処方医が当該後発医薬品に切り替えて処方している場合も含まれるが、このことを考慮しても、薬局における変更割合は未だ低いものと考えられる。その理由については在庫がなかった、あるいは患者に説明しなかった等が推測されるが、明確ではなく、後発品の使用に関するボトルネックが薬局にあるものと推測される。薬局側が後発医薬品の説明・調剤にあまり積極的に取り組まない理由として、「品質に疑問」「安定供給体制が不備」「近隣医療機関が使用に消極的」「効果に疑問」等を挙げているが、そうした説明が納得のいくものであるかどうかも含め、更に踏み込んで後発医薬品に変更していない原因を究明する必要がある。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則において、後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者に対する後発医薬品に関する説明義務及び調剤の努力義務を規定していることを踏まえると、調査結果からは、薬局における後発医薬品についての説明及び調剤が十分でないと考えられ、当該規定の周知や必要な指導などの対応が必要である。

患者側に目を転じると、まずは後発医薬品の認知自体を進めていくことが課題ではないかと考えられる。特に年齢が高い患者ほど後発医薬品の認知度が低くなる傾向がある。後発医薬品に関する医師や薬剤師からの説明は患者の後発医薬品の認知や理解に重要な役割を果たしていることに鑑み、医師や薬剤師の間での後発品の利用促進に関する意識を高めていく必要がある。

また患者にも後発医薬品に対する完全な信頼はまだなく、漠然とした不安感のようなものがあるように見受けられる。後発医薬品使用に対する考え方において、「使用経験あり」の患者の「できれば後発品を使いたい」という割合が「使用経験なし」の患者より高いことから、実際の利用が後発医薬品の積極的な使用につながる面があると考えられる。また、薬代が安くなった患者における後発品使用の意向の相対的な高さを踏まえると、実際の経済的な負担についても後発医薬品の選択につながるのではないかと考えられる。

他方、後発医薬品を使用するにあたって必要なこととして、「効果があること」、「副作用の不安が少ないこと」といった回答の割合は後発医薬品の使用の満足度の如何にかかわらず高いことから、更なる後発医薬品の信頼性の向上に努めるべきである。

以上のことに加え、現在、保険者が被保険者に対して「ジェネリック希望カード」の配布等を進めていることを踏まえると、平成 21 年度においても継続調査を実施した上で、後発医薬品の使用が低調である要因をさらに調査する必要がある。